

清水港旧 4 号上屋活用業務 事業者選定基準

令和 7 年 5 月

静岡県交通基盤部港湾局港湾振興課

目次

第1	事業者選定基準の位置付け.....	1
第2	事業者選定の概要.....	1
1	事業者選定の考え方.....	1
2	事業者の選定方法.....	1
3	事業者の選定体制.....	1
第3	選定の手順.....	2
第4	審査及び評価の内容.....	2
第5	事業者の決定.....	3

第1 事業者選定基準の位置付け

「清水港旧4号上屋活用業務事業者選定基準」（以下、「事業者選定基準」という。）は、県が行う清水港旧4号上屋活用業務（以下、「本業務」という。）の事業者（以下、「事業者」という。）の公募において、公募参加者のうち最も優れた提案を行った事業者等を選定するための方法及び評価基準等を示し、公募参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

第2 事業者選定の概要

1 事業者選定の考え方

本業務は、業務対象エリアの各業務を通じて、業務対象エリア利用者への効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、公募参加者の中から幅広い能力・ノウハウを総合的に評価し、最適な事業者を選定する必要がある。

したがって、事業者の選定に当たっては、公平性、透明性の観点から、公募を採用する。

2 事業者の選定方法

事業者の選定方法は、「公募参加資格審査」と「提案審査」の2段階による。

「公募参加資格審査」は、公募参加者の公募参加資格要件の適格性を審査する。その審査結果は、以降の提案審査における評価には反映しない。

「提案審査」は、公募参加者から提出された提案書について審査するものとし、提案に関する定性的な評価により算出した評価点を基に事業者を選定する。

なお、提出書類に不備がある場合は失格とし、それ以降の審査は行わないものとする。

3 事業者の選定体制

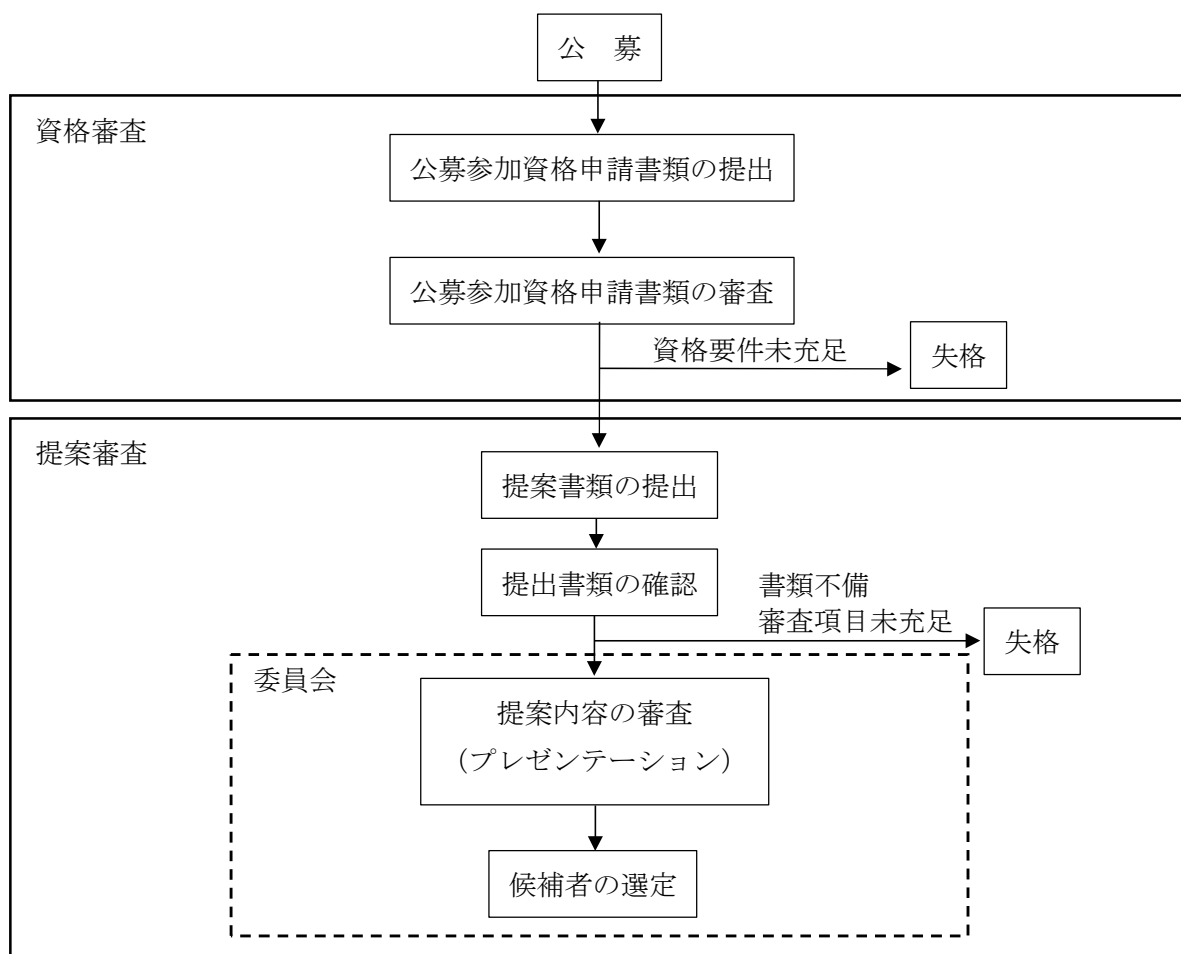
事業者の選定にあたり、提案審査は、学識経験者及び行政職員で構成する「清水港旧4号上屋活用事業者選定評価委員会（以下、「委員会」という。）」において行う。

県は、委員会による結果を踏まえ、事業候補者を決定するものとする。

なお、公募参加者が、事業者選定前までに、選定委員会の委員に対し、自らが有利となる目的のための接触または働きかけ等を行ったことが判明した場合、その公募参加者は審査の対象外とする。

第3 選定の手順

事業者の選定は、以下の手順で実施する。



第4 審査及び評価の内容

1 公募参加資格の審査

県は、公募参加者が、募集要項に示す「公募参加者の資格要件」を満たしているか否かについて、公募参加資格審査に関する提出書類を審査する。満たしていない項目がある場合は、失格とする。

公募参加資格審査の結果を公募参加表明者に通知する。

2 提案審査

(1) 提出書類の確認

県は、公募参加者が提出した書類について、募集要項で示す書類がそろっていることを確認する。提出書類の不備や審査項目を満たしていない書類がある場合は、失格とする。

(2) 提案内容の審査

委員会では、2(1)で審査対象となった公募参加者の提案書を審査するとともに、委員会に対するプレゼンテーション（質疑応答を含む。）による提案内容の確認を行う。

また、本業務の候補者の選定方法は次のとおりとする。

- ① 審査では、各委員が採点した点数の平均を当該項目の点数とする。なお、点数化に当たっては、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までとする。
- ② 各項目の平均点数を合計したものを評価点とし、評価点が最も高い公募参加者を本業務の候補

者として選定する。

- ③ 評価点が最も高い公募参加者が複数存在した場合は、委員会により、総合的に優れた公募参加者を本業務の事業候補者として選定する。

なお、点数が最も高い申請者の評価において、その点数が配点の5割（100点満点中50点）未満である場合は、事業候補者として選定しない場合がある。

- ④ 選定委員会での審査結果については、県のホームページにて公表する。

3 審査項目と配点

審査項目、評価の視点及び配点は下表のとおりである。

項目		審査の視点	配点
1 運営の基本方針		(1) 総合的な管理運営に係る基本方針 (2) 目標設定（来場者数やその他指標）とその妥当性	10
施設への来訪促進	2 満足度向上	(3) 外国人観光客への対応（案内等） (4) 利用客のニーズ把握と業務への活用 (5) 広報、営業、誘客促進活動	15
	3 待合所事業	(6) 待合所（公共部門）の日常管理、運営方法 (7) 待合所サービス向上への取組	10
	4 自主事業	(8) 具体的な自主事業計画と運営方法 (9) 待合所との親和性を持った自主事業 (10) 清水港振興及び地域経済への貢献	30
	5 地域連携	(11) 地域社会、関係団体との連携 (12) 周辺施設（日の出埠頭緑地含む）等との連携	10
6 適正な施設管理		(13) スタッフの配置、採用、キャリア研修等の計画 (14) 効率的な維持管理業務の計画 (15) 施設の美観向上への取組 (16) 利用者の安全確保や防犯、防災への対策 (17) クレーム処理及び不法行為への対応	15
7 安定的な運営		(18) 応募事業者（団体）の規模及び実績、経営状況 (19) 本業務に係る収支計画	10
計			100

第5 事業者の決定

県は、選定委員会による事業候補者の選定後、事業候補者と事業実施のための協議調整を行い、事業者を決定する。

事業者の決定後、すべての公募参加者に対してその結果を通知する。